令和２年度　施設事業報告書（案）

施設名　　社会福祉法人 清隆厚生会
幼保連携型認定こども園 ＮＯＧＩこども園

所在地　　青森県北津軽郡鶴田町大字野木字東松虫３－２

報告年月日　　令和２年 ５月２６日

目　次

I.　　基本方針

II.　　現況報告

III.　　施設運営強化報告

IV.　　事業報告

V.　　その他

VI.　　決算案

Ⅰ．基本方針

１、 事業の目的

就園前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律に基づいて心身ともに健やかに育成されるよう乳幼児期の教育・保育を行うほか、満３歳以上の子どもに対し幼保連携型認定こども園教育・保育要領に掲げる目標が達成されるよう教育を行う事を目的とします。

２、 事業運営方針(教育・保育理念)

社会福祉法人清隆厚生会は、入園児童の心身ともに健やかな育成のため、最低基準を超えた設備及び運営の向上に努めます。また各種の保育事業に取り組み、入園児童、保護者及び地域への社会的責任を果たします。その際、より良い「家庭環境（子育て)」を支援するために当法人施設を利用される方に最善を尽くすことを誇りとします。

３、 教育・保育基本方針

「心と身体の自立を促す教育・保育」

入園している子どもに対しては、教育・保育のなかでの様々な経験をとおして、子どもの未来の“生きる力”を引き出し、大切に育成し、自ら考え、自ら行動し、自ら生きる力を育てます。また、子育ての支援としてＮＯＧＩこども園を利用する家庭を支援します。

４、 教育・保育目標

① こどもの姿

- 心身ともに豊かな子ども
- たくましい身体づくり
- 思いやりのある子ども
- 意欲をもつ子ども
- 自分で考えて行動できる子ども

② 職員の姿

- 子ども一人ひとりの人権を尊重し、理解を深め、受容する。
- 性差の先入観にとらわれない。
- 保育によって知り得た子ども及び家庭の秘密を守る。
- 子どもの自由な表現、自発的な活動などを援助、指導する。
- 子ども同士が互いに認め合う生活を大切にする。
- 身近な自然や社会と関わっていく環境を整える。
- 安全に関するマニュアルを理解し、事故や災害等の緊急時に対応する。
- 教育・保育の質を高めるために各種研修会に参加する。
- 虐待の予防・早期発見に努める。

Ⅱ．現況報告

１、 園状況報告

令和２年３月 31 日現在　園児 48 名　職員 23 名（嘱託医・学校薬剤師含む）

令和元年度は、園児 45 名、職員 20 名でのスタートとなった。

年度途中入所児は、里帰り出産の受入も含め、４名。

年度途中採用者は、斉藤未来(短時間／保育教諭)、花田未琴(短時間／保育教諭)、長内美枝(短時間／保育支援員)の３名。

年度途中退職者は、葛西里加子(フルタイム／保育教諭)の２名。

運営面では近年で一番保育教諭の数を揃えることが出来たこともあり、総合避難訓練や栄養士を主体とした食育活動など新しい取り組みを行い、充実した教育・保育を展開することができた。研修においても県内外にフルタイム・短時間を問わずに多くの職員を送り、研鑽に努めることができた。また、働き方改革に伴う、５日間の有給休暇義務化が始まったが数年前より義務化を見据えた土曜日の利用申し込み等の取り組みを行ってきたことによりスムーズに対応することができた。

設備面では、ICT 保育業務支援システムや空間除菌洗浄機の導入、ボイラー設備の不具合のための機器の入れ替え、AED 除細動器の更新による機器の入れ替えなどを行った。

事務面では、事務員の坂﨑奈央が育児休暇から復帰をしたことで無償化への対応も含めスムーズに行うことができた。

全体的に充実した運営ができたが、残念なことに役所に苦情が来る案件などいくつかの不祥事案があり、対応と是正を行った。

２、 入所児童数

(単位：人)

【児童数】　※市外も含めた全体の見込を入力

区分	年齢区分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1号	4・5歳		8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	96
	3歳		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	36
	満3歳		0	0	0	0	0	0	3	3	3	3	3	3	18
1号　計			11	11	11	11	11	11	14	14	14	14	14	14	150
2・3号	標準	4・5歳	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	108
		3歳	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	60
		1・2歳	16	17	17	16	16	15	12	13	13	13	13	14	175
		0歳	4	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	58
	短	4・5歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		1・2歳	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	1	1	5
		0歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2・3号　計			34	35	36	35	35	35	32	32	32	33	33	34	406
合　計			45	46	47	46	46	46	46	46	46	47	47	48	556

３、 教育・保育日数　　※教育週数（日数)・・・教育週数－土・祝日

総教育週数 (満３歳以上)	総教育日数 (満３歳以上)	総保育日数 (２・３号認定)
４３　週	２１４ 日	２９０ 日

４、 クラス編成　　(単位:人)

クラス名	つぼみ	たんぽぽ	ちゅーりっぷ	すみれ	ゆ　り	ひまわり
年　齢	０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳
園児数	５人	１０人	８人	８人	１２人	５人
保育教諭(フ)	２人	２人	２人	１人	１人	１人
保育教諭(パ)	３人			０人	０人	０人
保育支援 (パ)	２人					

５、 職員編成　　(単位：人)

① 正職員

役　職	園　長	教　頭	主幹教諭	指導教諭	保育教諭
人　数	１人	１人	０人	２人	３人
役　職	調理員	看護師	事務員		
人　数	１人	０人	１人		

② 有期契約職員(準職員・短時間職員・臨時雇員)

役　職	保育教諭(準)	保育教諭(短)	調理員（短)	保育支援員(短)
人　数	３人	３人	２人	２人
役　職	看護師	外部講師（臨)	嘱託医（臨)	学校薬剤師（臨)
人　数	０人	３人	２人	１人

Ⅲ. 施設運営強化報告

○ 広報つるたに掲載されている新生児への園児募集や各種おたよりの配布

○ 子育ての支援の一環として広報紙を年３回新聞折り込みとして配布
また、園児募集チラシを複数回新聞折り込みとして配布

○ 主に土曜日を中心に子育て支援員有資格者の早番遅番業務の参加に伴う、ローテ業務の軽減を実施

Ⅳ. 事業報告

１、実施行事等報告（実施行事・各種点検(調理・消防設備)・避難訓練・不審者訓練・安全教室・学校保健衛生法に基づく検査）

※ 別紙参照 文集「愛」

２、研修等報告（研修報告・執筆活動・団体活動・小学校との連携・地域貢献等）

※ 別紙参照 職員研修活動等の報告

３、子育ての支援

○ 幼稚園型一時預かり保育・休日保育　※別紙参照 市町村別利用人数

○ 子育て支援紙 広報発行　※別紙参照 広報 NOGI 13～15 号・園児募集チラシ

○ 保護者面談会の実施（５月・１月）

４、自己評価

自己チェックリストを用いて年２回（８月・１月）実施。

※ 別紙参照 自己評価集計シート

５、各種会議

○ 職員会議　－ 全１２回実施

○ クラス会議 － 全２回実施(未満児・一般児毎に前後期開催)

○ ケース会議 － 適時実施

○ 給食会議　－ 全１２回実施

６、各種点検（１、実施事業児等報告以外の点検）

○ 調理室点検（毎日／毎月／３ヶ月）　点検者：調理員

○ 消防設備自主点検(毎月)　点検者：施設長

○ 園内外遊具設備自主点検(週１回)　点検者：担当者

○ 園内外遊具設備業者点検(年１回)　点検業者：高木学習社

○ 施設設備自主点検（毎月）　点検者：施設長

Ⅶ. その他

１、園組織

※ 別紙参照 文集「愛」

２、苦情解決第三者委員会の開催

開　　催：年２回開催（８月・３月）

担　当　者：苦 情受 付 - 教頭 坂﨑 美祐紀

解決責任者 - 園長 坂﨑 力紀

第三者委員：４名委嘱

相 談件 数：０件

※ 別紙参照 苦情に対する経緯と対応

３、運営協議会の開催

開　　催：年２回開催（５月・３月）

委　　員：地域関係者 ３名　父母の会会長 １名

選 出 職員：園長　教頭 ２名

４、学校評価委員会の開催

開　　催：年１回（３月）

委　　員：保護者代表 ２名　地域関係者 ２名　法人役員等 ２名

５、地域貢献活動

※ 別紙参照 広報 NOGI 13～15 号

Ⅹ. 決算案

※ 別紙参照

1年間の想い出

4月

- 3月30日　入園式・安全教室・新年度説明会
- 1日　第1学期開始
- 3日　英会話教室開始（年中・年長）
- 8日　学研教育みらい　科学教室開始（年長）年12回
- 9日　学研教育みらい　もじ・かず教室開始（年中・年長）年24回
- 11日　園外水泳教室開始（年中・年長）年24回
  フィットネスクラブウイング五所川原
- 12日　避難訓練（通報）
- 13日　父母の会総会
  保護者懇談会
  第1回父母の会役員会
- 22日　消防署査察
- 26日　富士見湖さくらまつり　園内壮行会
  安全教室（5月分）
- 28日　富士見湖さくらまつり　※中止

5月

- 10日　内科健診
- 11日　前期保護者面談
- 13日　歯科健診
- 15日　総合避難訓練
- 17日　誕生会（4・5月生まれ）
- 21日　父母参観日
- 22日　花の植栽（年長）
- 31日　第1期クラスだより配布

6月

- 4日　安全教室
- 7日　避難訓練
- 8日　消防観閲式（年中・年長）
- 9日　広報ＮＯＧＩ第13号発行
- 10日　消防機器定期点検（㈲八紘）
- 24日　第1回調理室衛生検査開始
  （ねずみ・昆虫駆除）
  第1回学校保健検査（水質）
- 29日　運動会

7月

- 3日　弘前市立新和中学校保育体験（2日間）
- 6日　プール開き
  安全教室
  七夕誕生会（6・7月生まれ）
  第2回父母の会役員会
  宿泊保育・夏祭り保護者説明会
- 12日　宿泊保育（年中・年長／2日間）
- 27日　夏祭り
  第1学期終了
- 30日　避難訓練

8月

- 7日　第2回学校保健検査（ダニ・アレルゲン）
  中期大掃除（3日間）
- 8日　不審者訓練
- 9日　安全教室
- 19日　第2学期開始
- 21日　避難訓練
- 22日　園外水泳教室参観日（年中・年長）
- 30日　誕生会（8・9月生まれ）

9月

- 7日　祖父母参観日
- 8日　青森県民文化祭（年中・年長）
- 9日　園外安全教室（水元駐在署　高田警部）
- 25日　園外遠足（富士見湖パーク）
- 27日　総合避難訓練
- 30日　広報ＮＯＧＩ第14号発行

10月

- 1日　安全教室
- 2日　英会話参観日
  器楽合奏保護者説明会（年中・年長）
  給食試食会（父母の会役員）
- 7日　鶴田町保育連絡協議会　幼児教育講座
- 16日　指導監査
- 18日　園内器楽合奏発表会
- 20日　第6回幼児音楽フェスティバル
  （年中・年長／弘前）
- 23日　避難訓練（通報）

11月

- 8日　内科健診
- 11日　職員インフルエンザ予防接種週間
- 16日　鶴田町民祭（年長）
- 18日　避難訓練
- 19日　誕生会（10・11月生まれ）
  歯科健診
- 25日　安全教室
- 30日　お遊戯会保護者説明会

12月

- 10日　避難訓練
- 11日　消防機器点検（㈲八紘）
- 21日　クリスマスお遊戯会
  第２学期終了
- 25日　年末大掃除（４日間）
- 26日　クリスマス会食日
- 27日　安全教室
- 28日　第２回調理室衛生検査開始
  （ねずみ・昆虫駆除）

1月

- ６日　第３学期開始
- ９日　避難訓練
- 16日　安全教室
- 17日　誕生会（12・１月生まれ）
  生鱈解体祭り（竹太商店）
- 20日　鶴田小学校との情報交換会
- 21日　不審者訓練
- 25日　作品展示日
  後期保護者面談

2月

- １日　豆まき参観日
- 13日　職員健康診断（３月４日まで）
  安全教室
- 14日　誕生会（２・３月生まれ）
- 18日　わくわくタイム参観日（年中・年長）
- 19日　避難訓練
- 29日　ひまわりさんを送る会

3月

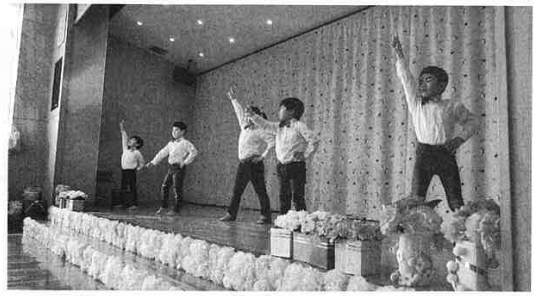

- ２日　避難訓練
- ４日　安全教室
- 14日　令和元年度　卒園式
- 21日　第３学期終了

令和１年度 職員研修活動等の報告

（研修報告・執筆活動・団体活動・小学校との連携・地域貢献等）

今年度も平素の教育・保育活動と並行し、職員の資質向上を図る為、また当園の子どもたちにより豊かな教育・保育を提供する為に様々な研修会等で研鑽を重ねました。
また、小学校との連携や地域貢献についても合わせてお知らせします。

研 修 報 告

法人内研修

研修名（開催場所）	参加者氏名
第１回　教育・保育要領 他（青森） 講師：保育総合研究会 会長 椛沢 幸苗 氏	参加者なし
第２回　乳幼児教育の現状と将来 他（青森） 講師：神戸大学大学院人間発達環境学研究科 准教授 北野 幸子 氏	坂﨑力紀　一戸 結
第３回　こども園こどまり 公開保育（小泊） 講師：岩手県花巻市 かがりのこども園 理事長 打田 修子 氏	坂﨑力紀　米塚章子 千葉公美　原田奈保子
第４回　赤ちゃんの言語獲得を考える 他（東通） 講師：社会福祉法人 中央会 中央保育園（秋田県由利本荘市）	坂﨑力紀　一戸　結
全国私立保育連盟全国大会（熊本）	坂﨑隆浩　坂﨑力紀

日本保育協会主催

研修名（開催場所）	参加者氏名
全国理事長・所長研修会（茨木）	坂﨑力紀
支部合同研修会（新潟）	坂﨑力紀
北海道・東北ブロック研修会（青森）	坂﨑力紀　坂﨑美祐紀 佐藤富貴子
全国青年部長会議（横浜）	坂﨑力紀
全国青年部保育者会議（滋賀）	坂﨑力紀
全国青年部セミナー（東京）	坂﨑力紀
青森県支部 本部 総会／理事会 全５回／津軽地区役員会議（青森／弘前）	坂﨑力紀
〃　保育士等キャリアアップ研修会「幼児教育」（青森）	坂﨑力紀　佐藤富貴子 一戸　結　坂﨑奈央
〃　保育士等キャリアアップ研修会「保健衛生・安全対策」（青森）	坂﨑力紀　千葉佳澄
〃　第４４回施設長・主任保育士クラス研修会（青森）	坂﨑力紀　坂﨑美祐紀 須藤佳保梨
青森県支部 青年部会 総会／役員会 全５回（青森）	坂﨑力紀
〃　保育士等キャリアアップ研修会「子育て支援・保護者支援」（青森）	坂﨑力紀　千葉公美 米塚章子　村上綾香
青森県支部 女性部会 保育士等キャリアアップ研修会「乳児保育」（青森）	坂﨑力紀
青森県支部 制度委員会 役員会(青森)	坂﨑力紀
〃　予算対策検討委員会（東京）	坂﨑力紀
青森県支部 認定こども園委員会 役員会（青森）	坂﨑力紀

保育総合研究会主催

研修名（開催場所）	参加者氏名
本　部 総会	坂﨑力紀
〃　年次大会	坂﨑力紀　原田奈保子 千葉佳澄
〃　第６３・６４・６５回定例会（東京）	坂﨑力紀
２０周年記念事業北米視察研修（米国）	坂﨑力紀
〃　子育て支援部会研修会（八戸）	坂﨑力紀
次世代員会 JAMEE‘S　総会／役員会 全３回（東京）	坂﨑力紀
〃　第１０回 記念定例会「保育者の熟達を促す 他」（東京）	坂﨑力紀　原田奈保子 千葉佳澄
〃　第１１回定例会「子どもから教わるための大切なこと」（東京）	坂﨑力紀　原田奈保子 千葉佳澄
〃　役員研修会（宮城）	坂﨑力紀

鶴田町保育連絡協議会

研修名（開催場所）	参加者氏名
鶴田町保育連絡協議会総会（鶴田）	全職員
鶴田町保育連絡協議会給食部会（鶴田）	須藤佳保梨　伊藤舞美
鶴田町保育連絡協議会保育部研修会（鶴田）	千葉佳澄　千葉公美
鶴田町保育連絡協議会 AED 研修会（鶴田）	一戸　結　工藤望裕 須藤佳保梨　佐藤富貴子 千葉公美
鶴田町保育連絡協議会監査会（鶴田）	坂﨑美祐紀
鶴田町保育連絡協議会施設長会議（全２回）／主任会議（全３回）（鶴田）	坂﨑力紀　坂﨑美祐紀

その他 研修等

研修名（開催場所）	参加者氏名
園内研修「指針、要領に基づく指導計画・記録の作成と評価への取組み」 講師：社会福祉法人 清隆厚生会　理事長 坂﨑 隆浩 氏	全職員
鶴田町無償化会議（鶴田）	坂﨑力紀
社会福祉法人 興善会 しらさぎ保育園 施設視察（東京）	原田奈保子　千葉佳澄
安全運転管理者講習（弘前）	坂﨑力紀
西北五連給食部会 全２回（五所川原）	須藤佳保梨
こども園ひがしどおり お遊戯会視察（東通）	坂﨑力紀　千葉佳澄
こども園こどまり お遊戯会視察（小泊）	坂﨑力紀　工藤望裕
青森県子育て支援員研修会（青森）	長内美枝
鶴田町立富士見小学校入学式（鶴田）	坂﨑力紀
弘前市立三和小学校入学式（弘前）	一戸　結
第６回幼児音楽フェスティバル参加園会議	坂﨑力紀　千葉佳澄
鶴田町立富士見小学校閉校記念式典	坂﨑力紀
鶴田町立菖蒲川小学校閉校記念式典	坂﨑美祐紀

団 体 活 動 等

【園長 坂﨑力紀】
○日本保育協会青森県支部 理事（2016～現在）
○日本保育協会青森県支部青年部 副部長（2016～現在）
○保育総合研究会 次世代員会 JAMEE'S 副委員長（2015～現在）
○鶴田町保育連絡協議会 役員（2012～現在）

【教頭 坂﨑美祐紀】
○鶴田町保育連絡協議会 監事

【一戸 結】
○食育と生活リズム 委員
○子ども読書活動推進協議会 委員
○鶴田町教育支援員会 委員

執 筆 活 動

【園長 坂﨑力紀】
○保育界 ９月号（社会福祉法人 日本保育協会）
教育・保育要領、保育指針の実践に向けて
「認定こども園の学校教育と保育の一体化（融合性）をどのように現場で進めていくのか」
≪世界初の学校教育と０歳からの保育の一体化、その実践例を探る≫

○ＰＲＩＰＲＩ 指導計画のヒント（株）世界文化社
こども園・保育園／０歳児／年間指導計画表

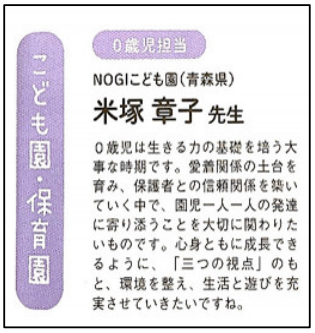

【米塚章子】
○株式会社 世界文化社
ＰＲＩＰＲＩ 指導計画のヒント
こども園・保育園／０歳児／月間指導計画表（４～３月）

資 格 取 得 等

【一戸 結】
○幼稚園教諭二種免許状 更新

【村上綾香】
○幼稚園教諭二種免許状 更新

【野宮光恵】
○調理師免許 取得

【長内美枝】
○厚生労働省指定子育て支援員研修 修了

危機管理、安全管理、衛生管理 等

【避難訓練】 年１２回（うち総合避難訓練２回）
【不審者訓練】 年２回
【安全教室】 年１２回（うち園外安全教室１回）
【消防設備点検】 年２回 点検業者：有限会社 八紘 ※その他 毎月自主点検
【消防署査察】 年１回
【遊具点検】 年１回 点検業者：高木学習社 ※その他 毎週自主点検
【学校保健検査】 年５回 点 検 者：薬剤師 木村彰伸
【職員自己評価】 年２回 点検方法：自己チェックリスト ※保育総合研究会 監修
【鼠・昆虫検査】 年２回 点検方法：誘引剤設置 ※その他 毎日自主点検
【ＬＰガス点検】 年１回 点検業者：一般社団法人青森県エルピーガス協会
【定期大掃除】 年３回

小学校との連携

【交流見学】行事を中心とした教育内容の公開を実施
○ＮＯＧＩこども園主催 - 入学式、参観、運動会、クリスマスお遊戯会、卒園式 等
○小　学　校　主　催　 - 入学式、授業参観、運動会、夏祭り、学習発表会、卒業式 等

【職員交流】意見・情報交換会
○就学前後の児童に関わる情報交換
○小学校教諭と保育教諭による意見交換を実施

三和小学校との意見・情報交換

【情報交換】定期的な諸活動の周知を実施
○毎月のおたよりの配布
　園だより・保健だより・給食献立表・その他を毎月配布
○指導計画等の公表
　教育及び保育の内容に関する全体的な計画と教育課程を配布及び公表

地 域 貢 献

【清掃活動】
○職員一同で園舎近隣 国道 37 号線沿い側道の清掃活動を行いました。
○冬場に溜まった土や泥の掃除。空き缶・ペットボトル・タバコの吸い殻など
　沢山のゴミを回収しました。

【イベントのご案内】
○園児及び職員にて地域へ園行事のご案内をお持ちすることで、
　施設を知っていただく機会を設けました。

【園舎周辺の除雪】
○園ブルドーザーを用いて、園周辺の除雪作業を行いました。
★ 園舎周辺のゴミ集積所の除雪作業
★ 園舎周辺の町道及び国道(土手)の除雪作業
★ 野木ふれあいセンターの除雪作業

実 習 受 入

【東北女子短期大学】　２年生　１名
【明の星短期大学】　　１年生　２名
【弘前市立新和中学校】保育体験学習　３年生　５名

そ の 他

○幼児教育・保育の無償化に関わる保護者説明会の開催
○鶴田町保健師との情報交換会の実施 全３回
○天皇退位及び新天皇即位に関わる祝日の休日保育の実施
○青森県民文化祭 協力
○厚生年金及び健康保険被被保険者の資格及び報酬等の調査の実施 協力

認定こども園

ＮＯＧＩこども園

自己評価集計結果

＜評価方法＞
十分理解している（十分できている）…◎3点　理解している（できている）…〇2点　ふつう…▲1点　努力が必要…×0点

集計結果（チェック２回分）

コピーポイント	回答人数	９　人

チェックした日付	令和元年8月				令和2年1月				1回目 ⇒ 2回目			
評　価	◎	〇	▲	×	◎	〇	▲	×	◎	〇	▲	×
Ⅰ　園の基本姿勢について(5項目)	24	14	7	0	28	10	7	0	4	−4	0	0
Ⅱ　第1章　総則(47項目)	169	165	80	9	177	153	69	2	8	−12	−11	−7
第2章　ねらい及び内容並びに配慮事項(28項目)	82	132	37	1	102	115	34	1	20	−17	−3	0
第3章　健康及び安全（13 項目）	80	27	10	0	82	28	7	0	2	1	−3	0
第4章　子育ての支援（5項目）	23	15	7	0	25	16	4	0	2	1	−3	0

レーダー

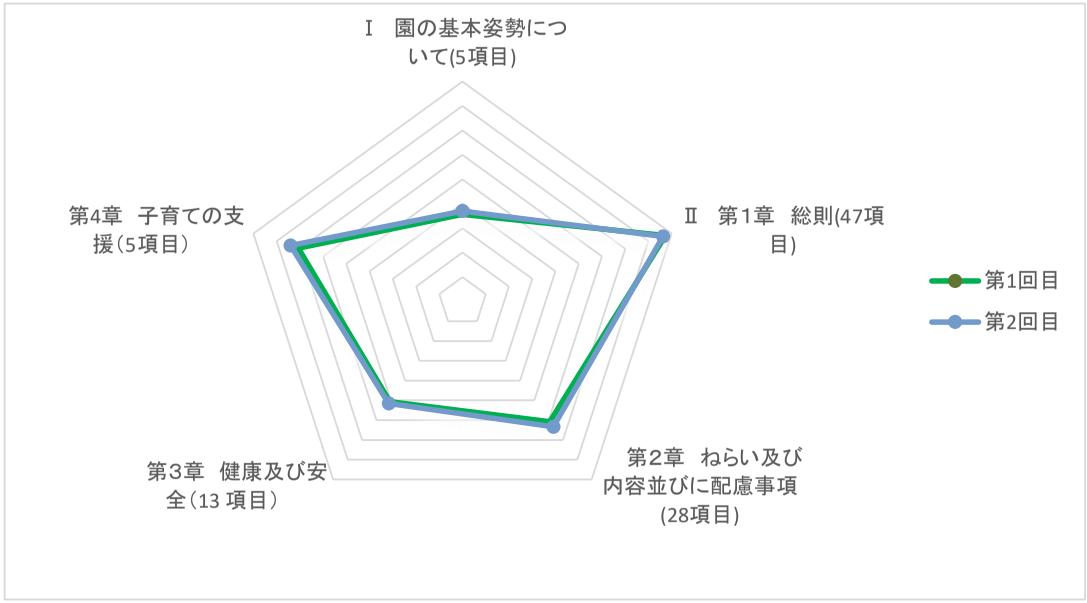

令和元年度 一時預かり保育事業 市町村別利用人数表

一時預かり年間利用人数（鶴田町）

月	実施日数			延べ利用児童数																			
	平日	長期休業	休日	平日 ④				長期休業日（８時間未満）⑤				長期休業日（８時間以上）⑥				休日 ⑦				計 ⑧=④+⑤+⑥+⑦			
					長時間				長時間				長時間				長時間				長時間		
	(A)	(B)	(C)	(A)	2時間未満	2~3時間	3時間以上	(B)	2時間未満	2~3時間	3時間以上	(B)	2時間未満	2~3時間	3時間以上	(C)	2時間未満	2~3時間	3時間以上	(D)	2時間未満	2~3時間	3時間以上
4	20	0	4	136	1	135	0	0				0				13	4	9	0	149	5	144	0
5	19	0	3	131	3	128	0	0				0				8	0	8	0	139	3	136	0
6	20	0	5	137	1	136	0	0				0				28	10	18	0	165	11	154	0
7	19	3	4	127	0	127	0	19	1	18	0	0	0	0	0	22	10	12	0	168	11	157	0
8	10	14	2	58	3	55	0	60	0	60	0	9	0	9	0	9	0	9	0	136	3	133	0
9	19	0	4	132	3	129	0	0				0				19	4	15	0	151	7	144	0
10	21	0	4	174	0	174	0	0				0				21	4	17	0	195	4	191	0
11	20	0	3	159	6	153	0	0				0				20	3	17	0	179	9	170	0
12	15	5	3	125	7	118	0	38	1	37	0	3	0	3	0	18	4	14	0	184	12	172	0
1	19	1	3	159	3	156	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	2	6	0	167	5	162	0
2	18	0	5	155	2	153	0	0				0				35	8	27	0	190	10	180	0
3	14	8	3	116	0	116	0	62	2	60	0	5	0	5	0	15	3	12	0	198	5	193	0
計	214	31	43	1609	29	1580	0	179	4	175	0	17	0	17	0	216	52	164	0	2021	85	1936	0

一時預かり年間利用人数（中泊町）

月	実施日数			延べ利用児童数																			
	平日	長期休業	休日	平日 ④				長期休業日（８時間未満）⑤				長期休業日（８時間以上）⑥				休日 ⑦				計 ⑧=④+⑤+⑥+⑦			
					長時間				長時間				長時間				長時間				長時間		
	(A)	(B)	(C)	(A)	2時間未満	2~3時間	3時間以上	(B)	2時間未満	2~3時間	3時間以上	(B)	2時間未満	2~3時間	3時間以上	(C)	2時間未満	2~3時間	3時間以上	(D)	2時間未満	2~3時間	3時間以上
4	20	0	4	20	0	20	0	0				0				1	0	1	0	21	0	21	0
5	19	0	3	18	0	18	0	0				0				1	0	1	0	19	0	19	0
6	20	0	5	20	0	20	0	0				0				3	2	1	0	23	2	21	0
7	19	3	4	19	0	19	0	3	0	3	0	0	0	0	0	3	1	2	0	25	1	24	0
8	10	14	2	10	0	10	0	4	0	4	0	0	0	0	0	1	0	1	0	15	0	15	0
9	19	0	4	18	0	18	0	0				0				2	1	1	0	20	1	19	0
10	21	0	4	20	0	20	0	0				0				2	0	2	0	22	0	22	0
11	20	0	3	15	0	15	0	0				0				2	0	2	0	17	0	17	0
12	15	5	3	14	0	14	0	2	0	2	0	0	0	0	0	2	1	1	0	18	1	17	0
1	19	1	3	19	0	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	21	0	21	0
2	18	0	5	18	0	18	0	0				0				4	0	4	0	22	0	22	0
3	14	8	3	0	0	0	0	1	1	0	0	5	0	5	0	0	0	0	0	6	1	5	0
計	214	31	43	191	0	191	0	10	1	9	0	5	0	5	0	23	5	18	0	229	6	223	0

一時預かり年間利用人数（つがる市）

月	実施日数			延べ利用児童数																			
	平日	長期休業	休日	平日 ④				長期休業日（８時間未満）⑤				長期休業日（８時間以上）⑥				休日 ⑦				計 ⑧=④+⑤+⑥+⑦			
					長時間				長時間				長時間				長時間				長時間		
	(A)	(B)	(C)	(A)	2時間未満	2~3時間	3時間以上	(B)	2時間未満	2~3時間	3時間以上	(B)	2時間未満	2~3時間	3時間以上	(C)	2時間未満	2~3時間	3時間以上	(D)	2時間未満	2~3時間	3時間以上
4	20	0	4	0	0	0	0	0				0				0	0	0	0	0	0	0	0
5	19	0	3	0	0	0	0	0				0				0	0	0	0	0	0	0	0
6	20	0	5	0	0	0	0	0				0				0	0	0	0	0	0	0	0
7	19	3	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	10	14	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	19	0	4	0	0	0	0	0				0				0	0	0	0	0	0	0	0
10	21	0	4	0	0	0	0	0				0				0	0	0	0	0	0	0	0
11	20	0	3	0	0	0	0	0				0				0	0	0	0	0	0	0	0
12	15	5	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	19	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	18	0	5	0	0	0	0	0				0				0	0	0	0	0	0	0	0
3	14	8	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	214	31	43	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

一時預かり年間利用人数（五所川原市）

月	実施日数			延べ利用児童数																			
	平日	長期休業	休日	平日 ④				長期休業日（８時間未満）⑤				長期休業日（８時間以上）⑥				休日 ⑦				計 ⑧=④+⑤+⑥+⑦			
					長時間				長時間				長時間				長時間				長時間		
	(A)	(B)	(C)	(A)	2時間未満	2~3時間	3時間以上	(B)	2時間未満	2~3時間	3時間以上	(B)	2時間未満	2~3時間	3時間以上	(C)	2時間未満	2~3時間	3時間以上	(D)	2時間未満	2~3時間	3時間以上
4	20	0	4	19	1	18	0	0				0				1	0	1	0	20	1	19	0
5	19	0	3	19	0	19	0	0				0				1	0	1	0	20	0	20	0
6	20	0	5	17	0	17	0	0				0				0	0	0	0	17	0	17	0
7	19	3	4	16	0	16	0	3	0	3	0	0	0	0	0	4	1	3	0	23	1	22	0
8	10	14	2	10	0	10	0	7	0	7	0	2	0	2	0	1	0	1	0	20	0	20	0
9	19	0	4	17	3	14	0	0				0				2	0	2	0	19	3	16	0
10	21	0	4	19	0	19	0	0				0				3	0	3	0	22	0	22	0
11	20	0	3	20	0	20	0	0				0				3	1	2	0	23	1	22	0
12	15	5	3	15	0	15	0	5	0	5	0	1	0	1	0	2	1	1	0	23	1	22	0
1	19	1	3	19	0	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19	0	19	0
2	18	0	5	17	0	17	0	0				0				4	0	4	0	21	0	21	0
3	14	8	3	13	0	13	0	4	0	4	0	0	0	0	0	3	1	2	0	20	1	19	0
計	214	31	43	201	4	197	0	19	0	19	0	3	0	3	0	24	4	20	0	247	8	239	0

一時預かり年間利用人数（弘前市）

月	実施日数			延べ利用児童数																			
	平日	長期休業	休日	平日 ④				長期休業日（８時間未満）⑤				長期休業日（８時間以上）⑥				休日 ⑦				計 ⑧=④+⑤+⑥+⑦			
					長時間				長時間				長時間				長時間				長時間		
	(A)	(B)	(C)	(A)	2時間未満	2~3時間	3時間以上	(B)	2時間未満	2~3時間	3時間以上	(B)	2時間未満	2~3時間	3時間以上	(C)	2時間未満	2~3時間	3時間以上	(D)	2時間未満	2~3時間	3時間以上
4	20	0	4	31	0	31	0	0				0				5	2	3	0	36	2	34	0
5	19	0	3	36	2	34	0	0				0				5	0	5	0	41	2	39	0
6	20	0	5	39	1	38	0	0				0				8	3	5	0	47	4	43	0
7	19	3	4	38	3	35	0	3	0	3	0	0	0	0	0	7	3	4	0	48	6	42	0
8	10	14	2	13	0	13	0	15	0	15	0	2	0	2	0	13	0	13	0	43	0	43	0
9	19	0	4	37	0	37	0	0				0				8	1	7	0	45	1	44	0
10	21	0	4	60	3	57	0	0				0				10	1	9	0	70	4	66	0
11	20	0	3	51	4	47	0	0				0				9	4	5	0	60	8	52	0
12	15	5	3	44	4	40	0	13	1	12	0	1	0	1	0	6	1	5	0	64	6	58	0
1	19	1	3	54	1	53	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0	57	1	56	0
2	18	0	5	48	8	40	0	0				0				9	3	6	0	57	11	46	0
3	14	8	3	25	2	23	0	6	0	6	0	18	1	17	0	2	0	2	0	51	3	48	0
計	214	31	43	476	28	448	0	37	1	36	0	21	1	20	0	85	18	67	0	619	48	571	0

一時預かり年間利用人数（合算）

月	実施日数			延べ利用児童数																			
	平日	長期休業	休日	平日 ④				長期休業日（８時間未満）⑤				長期休業日（８時間以上）⑥				休日 ⑦				計 ⑧=④+⑤+⑥+⑦			
					長時間				長時間				長時間				長時間				長時間		
	(A)	(B)	(C)	(A)	2時間未満	2~3時間	3時間以上	(B)	2時間未満	2~3時間	3時間以上	(B)	2時間未満	2~3時間	3時間以上	(C)	2時間未満	2~3時間	3時間以上	(D)	2時間未満	2~3時間	3時間以上
4	20	0	4	206	2	204	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	6	14	0	226	8	218	0
5	19	0	3	204	5	199	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	0	15	0	219	5	214	0
6	20	0	5	213	2	211	0	0	0	0	0	0	0	0	0	39	15	24	0	252	17	235	0
7	19	3	4	200	3	197	0	28	1	27	0	0	0	0	0	36	15	21	0	264	19	245	0
8	10	14	2	91	3	88	0	86	0	86	0	13	0	13	0	24	0	24	0	214	3	211	0
9	19	0	4	204	6	198	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31	6	25	0	235	12	223	0
10	21	0	4	273	3	270	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36	5	31	0	309	8	301	0
11	20	0	3	245	10	235	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34	8	26	0	279	18	261	0
12	15	5	3	198	11	187	0	58	2	56	0	5	0	5	0	28	7	21	0	289	20	269	0
1	19	1	3	251	4	247	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	2	11	0	264	6	258	0
2	18	0	5	238	10	228	0	0	0	0	0	0	0	0	0	52	11	41	0	290	21	269	0
3	14	8	3	154	2	152	0	73	3	70	0	28	1	27	0	20	4	16	0	275	10	265	0
計	214	31	43	2477	61	2416	0	245	6	239	0	46	1	45	0	348	79	269	0	3116	147	2969	0

一時預かり年間利用人数（合算－鶴田）

月	実施日数			延べ利用児童数																			
	平日	長期休業	休日	平日 ④				長期休業日（８時間未満）⑤				長期休業日（８時間以上）⑥				休日 ⑦				計 ⑧=④+⑤+⑥+⑦			
					長時間				長時間				長時間				長時間				長時間		
	(A)	(B)	(C)	(A)	2時間未満	2~3時間	3時間以上	(B)	2時間未満	2~3時間	3時間以上	(B)	2時間未満	2~3時間	3時間以上	(C)	2時間未満	2~3時間	3時間以上	(D)	2時間未満	2~3時間	3時間以上
4	20	0	4	70	1	69	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	2	5	0	77	3	74	0
5	19	0	3	73	2	71	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	7	0	80	2	78	0
6	20	0	5	76	1	75	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	5	6	0	87	6	81	0
7	19	3	4	73	3	70	0	9	0	9	0	0	0	0	0	14	5	9	0	96	8	88	0
8	10	14	2	33	0	33	0	26	0	26	0	4	0	4	0	15	0	15	0	78	0	78	0
9	19	0	4	72	3	69	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	2	10	0	84	5	79	0
10	21	0	4	99	3	96	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	1	14	0	114	4	110	0
11	20	0	3	86	4	82	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	5	9	0	100	9	91	0
12	15	5	3	73	4	69	0	20	1	19	0	2	0	2	0	10	3	7	0	105	8	97	0
1	19	1	3	92	1	91	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5	0	97	1	96	0
2	18	0	5	83	8	75	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	3	14	0	100	11	89	0
3	14	8	3	38	2	36	0	11	1	10	0	23	1	22	0	5	1	4	0	77	5	72	0
計	214	31	43	868	32	836	0	66	2	64	0	29	1	28	0	132	27	105	0	1095	62	1033	0

子育て支援情報紙
広報NOGI第13号

令和元年６月９日発行

こんにちは！NOGIこども園です！広報NOGI１３回目の発行となりました。暖かな春を迎え、今年も心地の良い陽気と共に子どもたちのにぎやかな声が園内外で聞こえています。新入園児の子どもたちも徐々に園に慣れ、笑顔をみせるようになっています♪暑い夏に向けてひと回りもふた回りも成長できるように色々なことに挑戦していきたいですね！

○ 鶴の舞橋 桜まつり（中止）○

残念ながら中止になった鶴の舞橋桜まつりですが、披露予定のお遊戯は父母参観日で披露し、沢山の拍手を頂きました♪

○ 父母参観日 ○

５月は父母参観日！親子で活動をしたり、子どもたちの発表を聞いたり、楽しそうな声が響いていた１日でした♪

○ 花の植栽 ○

今年も富士見湖パークの花の植栽に参加しました！NHKあっぷるワイドにもインタビューされた子どもたちでした♪

○ 前期保護者面談会 ○

当園では、前期と後期の年２回保護者面談を行います。園や家庭でのお子さまの育ちを共有し合っています。

○ 総合避難訓練を行いました！ ○

地震による園舎倒壊を想定し、野木ふれあいセンターまで避難訓練を実施しました。避難場所到着後、避難時の約束や保護者への引き渡しのお話をし、園児の危機感を高めました。

◆ NOGIこども園 春の地域貢献 ◆ ～国道37号線沿い側道の清掃活動～

職員一同で園舎近隣 国道37号線沿い側道の清掃活動を行いました。
冬場に溜まった土や泥の掃除。空き缶・ペットボトル・タバコの吸い殻など沢山のゴミを回収しました。

【発　行】　社会福祉法人　清隆厚生会　幼保連携型認定こども園　NOGIこども園

〒038－3532　青森県北津軽郡鶴田町大字野木字東松虫3番地2　TEL：0173－22－5719　FAX：0173－22－6013

NOGIこども園ホームページ　http://www.nogikodomoen.com　「NOGIこども園」で検索してみて下さい♪　施設見学もできます！（予約制）

子育て支援情報紙
広報NOGI第14号

令和元年９月29日発行

こんにちは！NOGIこども園です！広報NOGI１４回目の発行となりました。今回は春から夏にかけての活動の様子をご紹介！今年で３回目となった夏祭りでの御神輿町内闊歩では町内の皆様から沢山の暖かい御声援を頂きました！ありがとうございました！
令和２年度の新規入園申込ももうすぐです。ご見学も大歓迎ですので、お早めにお申し込みください！

○ 運　動　会（６月） ○

今年も熱く盛り上がった運動会！！
マラソン、体操、親子競技、組体操、お遊戯etc・・・暑さに負けずにたくましく輝く子どもたちが見られました♪

○ 夏　祭　り（７月） ○

快晴で行われたNOGIの夏祭り！！
御神輿闊歩、ビンゴ大会、スイカ割り、盆踊り、打ち上げ花火・・・etc
夏の一大イベントを楽しみました♪

○ お泊り保育（７月） ○

楽しみに待っていた お泊り保育♪
浅虫水族館、立佞武多の館でのうちわ作り、花火、きもだめし、森の果樹園と友達と先生と絆を深めた２日間となりました！

○ 祖父母参観日（９月） ○

年に１度の祖父母を対象とした参観日！
一緒に製作をしたり、肩たたきや歌のプレゼントをしたりと、日頃の「ありがとう」を伝えた1日となりました♪

★令和２年度に入園を希望するご家庭の施設見学を開始します★

☆ 園は親子で生活を重ね、成長していく大切な時期を過ごす施設です。
☆ 当園をご利用の際はしっかりと教育・保育方針や内容等にご納得頂き、ご利用頂きたいと考えます。
☆ 令和２年度の新規入園申込は11～12月頃の予定です。（先着順）
☆ 施設見学を希望の際はお気軽にお電話下さい！（☎0173－22－5719）

○ 入園に関する申込・相談また無償化に関わる制度の説明は、園または町役場にご連絡下さい。

★　園内合奏発表会（地域開放行事）　★

NOGIこども園の園内合奏発表会は地域開放行事です♪
どなたでも御覧頂けますので、年中・年長児の器楽合奏をぜひお聞きにお越し下さい♪

日　時：１０月１８日（金）当園 遊戯室
　　開場　１８時００分
　　開演　１８時１５分
　　終了　１８時４５分　※いずれも予定
駐車場：園舎駐車場及び土手をご利用ください。

【発　行】　社会福祉法人　清隆厚生会　幼保連携型認定こども園　NOGIこども園
〒038－3532　青森県北津軽郡鶴田町大字野木字東松虫３番地２　TEL：0173－22－5719　FAX：0173－22－6013
NOGIこども園ホームページ　http://www.nogikodomoen.com　「NOGIこども園」で検索してみて下さい♪　施設見学もできます！（予約制）

絵

子育て支援情報紙
広報ＮＯＧＩ第１５号

令和２年２月〇〇日発行

絵

こんにちは！ＮＯＧＩこども園です！広報ＮＯＧＩ第１５号の発行となります。
めっきり雪が降らない不思議な冬。２月に大雪が待っているのでしょうか・・・。
今号では秋から冬にかけて行われてきた園の活動を写真と共にご紹介します。
子どもたちは春の進学・進級に向けて、たくましく毎日を過ごしています！

〇　器　楽　合　奏　〇

第６回幼児音楽フェスティバル（弘前市民会館）にて器楽合奏を披露しました♪
楽曲　アラジンメドレー／Ｄｉｓｎｅｙ

〇　鶴田町民文化祭　〇

鶴田町民文化祭では遊戯「ＨＯＴ　ＢＬＯＯＤ」を披露！扇子や傘を使いこなす年長児に大きな声援を頂きました！

〇　クリスマスお遊戯会　〇

笑いあり涙あり全２１演目のお遊戯会♪
遊戯・劇・歌と子どもたちが大活躍の１日！沢山の声援と拍手が子どもたちの気持ちを大いに盛り上げてくれました！

園児全員による「あわてんぼうのサンタクロース」

〇 おさかな解体ショー（誕生会）〇

１月の誕生会は おさかな解体ショー！
80 ㎝超えの大きな真ダラに大歓声！！
「触って」さらに大歓声？？悲鳴？？
当日の給食はタラづくしメニューでした★

鮭の解体と提供は 鰺ヶ沢町 竹太商店より

☆ クリスマス会食 ＆ クリスマススペシャルメニュー ☆

１２月２６日はクリスマス会食日♪♪
美味しい会食メニューと踊りで
盛り上がったパーティーでした♪

２色サンドイッチ、骨付き唐揚げ
ミネストローネ、ポテトサラダ
ピンチョス、ボイルブロッコリー

◆　園内合奏発表会のご案内を配布しました　◆

１０月の園内合奏発表会に際して、園児及び職員にて地域の方々へ器楽合奏のご案内を配布して歩きました！
お越し頂き、ありがとうございました！

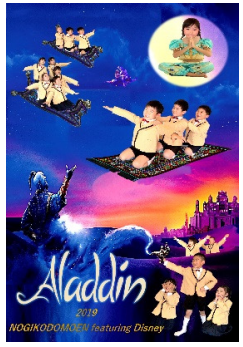

【　発　行　】　社会福祉法人　清隆厚生会　幼保連携型認定型こども園　ＮＯＧＩこども園
〒０３８－３５３２　青森県北津軽郡鶴田町大字野木字東松虫３番地２　ＴＥＬ：０１７３－２２－５７１９　ＦＡＸ：０１７３－２２－６０１３
ＮＯＧＩこども園ホームページ　http://www.nogikodomoen.com　「ＮＯＧＩこども園」で検索してみて下さい♪　施設見学もできます！(予約制)

園組織

【NOGIこども園】

園　　長―坂　﨑　力　紀（当法人業務執行理事）
※ その他保育団体要職（主なもの）
日本保育協会青森県支部理事（2016～現在※２期目）
日本保育協会青森県支部青年部副部長（2016～現在※２期目）
保育総合研究会次世代員会副委員長（2015～現在※２期目）
教　　頭―坂　﨑　美祐紀

クラス編成　　（園児４７名 ／ 職員２３名）

クラス名　（年齢）	園　児　数	名札の色	担　任
ひまわり組（５歳児）	男４／女１　計　５名	緑	原　田　奈保子
ゆ　り　組（４歳児）	男５／女７　計１２名	青	千　葉　佳　澄
すみれ組（３歳児）	男３／女５　計　８名	ピンク	佐　藤　富貴子
ちゅーりっぷ組（２歳児）	男４／女４　計　８名	黄	一　戸　　結 齊　藤　未　来
たんぽぽ組（１歳児）	男５／女３　計　８名	赤	坂　﨑　美祐紀 米　塚　章　子
つばみ組（０歳児）	男０／女５　計　５名	オレンジ	千　葉　公　美 工　藤　望　裕 村　上　彩　香 花　田　未　琴

栄　養　士―須　藤　佳保梨　　※ 栄養士の資格を有しています
調　理　員―野　宮　光　恵　　※ 調理師の資格を有しています
　　伊　藤　舞　美　　※ 調理師の資格を有しています
保育補助員―小　野　和　子　　※ 厚生労働省指定子育て支援員研修修了者
　　長　内　美　枝　　※ 厚生労働省指定子育て支援員研修修了者
事　務　員―坂　﨑　奈　央
送迎バス―澤　田　悦　志（当法人理事）
除雪作業―浅　利　忠　志（当法人評議員・選任解任委員）
嘱　託　医―今　岡　泰　郎（内科／今岡医院）　　中　田　一　穂（歯科／中田歯科）
学校薬剤師―木　村　彰　伸（つるた調剤薬局中央店）

（令和２年２月１日現在）

令和２年２月２１日

NOGI こども園 保護者の皆様へ

平素、当園の教育・保育にご理解とご協力を頂き、誠にありがとうございます。
卒園式を間近に控える中、大変申し訳ありませんが、鶴田町役場へ匿名にて苦情がございましたので、経緯と対応をご報告致します。

鶴田町役場への匿名の苦情に対する経緯と対応について

鶴田町役場への匿名の苦情の経緯
以下、鶴田町役場 町民生活課 主幹 よりのお話と事実確認

相 談 者：匿　名
対　　象：年中児クラス 担任
内　　容：言葉や話し方がキツく、子どもを貶す様に聞こえる
　　首元や襟元を持って暗い部屋に連れていかれる
　　泣いて瞼が開かないくらい叱られる
　　クラス担任を変えてほしい
事実確認：言葉遣いには気を付けているため、本人としての認識はない
　　また、上記のような言動もないとのこと

園としての対応
当園としましては事実確認を致しましたが、それは苦情内容の有無を明らかにできるものではないことと、また年度当初からのクラス運営状況を総合的に判断し、次年度におけるクラス担任の変更を決定し、年中児クラス保護者の皆様にはご説明をした次第です。
また、これらの問題は園全体の問題として捉えること、園に相談することができない状況を作ってしまったことを問題と捉え、真摯に受け止め、次のように対応をしました。

２/１３（木） 当法人緊急事務局会議
　⇒ 理事長及び姉妹園園長を緊急に招集し、経緯及び説明を行い、今後の対応の検討を行いました。
２/１８（火） 年中児クラス保護者への説明会
　⇒ 経緯及び説明と今後の対応を説明しました。
２/１９（水） 各クラスへの監視カメラの追加導入
　⇒ 導入予定業者と設置箇所の打ち合わせを行いました。
２/２０（木） 虐待予防に対する園内研修会
　⇒ 当園職員に対して虐待予防に対する園内研修を行いました。
２/２１（金） 経緯と対応についての書面を全家庭に配布

この度はご不安やご心配をおかけして、大変申し訳ありません。
また、卒園式を間近に控える中で混乱を招くような事態になりましたことを重ねてお詫び申し上げます。
当園としましては、改めて日々の教育・保育の中で研鑽を重ねて参りたいと思います。
ご不安等がありましたら、園長及び教頭また各クラス担任までご遠慮なく、ご相談頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

NOGI こども園 園長

福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける
各評価項目の判断基準に関するガイドライン
に基づく自己評価

社会福祉法人清隆厚生会
NOGI こども園

No.	項　目　内　容				30年度	元年度	2年度
Ⅰ　福祉サービスの基本方針と組織							
Ⅰ-1　理念・基本方針							
Ⅰ-1-(1)　理念、基本方針が確立されている							
①	理念が明文化されている。	判断基準	a	法人・保育所の理念を明文化しており、法人と保育所の使命・役割を反映している。	○	○	
			b	法人・保育所の理念を明文化しているが、法人と保育所の使命・役割の反映が十分ではない。			
			c	法人・保育所の理念、保育理念を明文化していない。			
②	理念に基づく基本方針が明文化されている	判断基準	a	法人・保育所の理念に基づく基本方針を明文化しており、その内容が適切である	○	○	
			b	法人・保育所の理念に基づく基本方針を明文化しているが、その内容が十分ではない。			
			c	法人・保育所の理念に基づく基本方針を明文化していない。			
Ⅰ-1-(2)　理念、基本方針が周知されている							
①	理念や基本方針が職員に周知されている。	判断基準	a	法人・保育所の理念、保育理念や基本方針を職員に配付するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	○	○	
			b	法人・保育所の理念、保育理念や基本方針を職員に配付しているが、理解を促すための取組が十分ではない。			
			c	法人・保育所の理念、保育理念や基本方針を職員に配付していない。			
②	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	判断基準	a	法人・保育所の理念、保育理念や基本方針を保護者や地域の住民、関係機関等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。		○	
			b	法人・保育所の理念、保育理念や基本方針を保護者や地域の住民、関係機関等に配布しているが、理解を促すための取組が十分ではない。	○		
			c	法人・保育所の理念、保育理念や基本方針を保護者や地域の住民、関係機関等に配布していない。			
Ⅰ-2　計画の策定							
Ⅰ-2-(1)　中・長期的なビジョンと計画が明確にされている							
①	中・長期計画が策定されている。	判断基準	a	経営や保育サービスに関する、中・長期計画を策定している。			
			c	経営や保育サービスに関する、中・長期計画を策定していない。	○	○	

②	中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	判断基準	a	各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映して策定されている。	○	○	
			c	各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映していない。			
Ⅰ-2-(2) 計画が適切に策定されている。							
①	計画の策定が組織的に行われている。	判断基準	a	中・長期計画や事業計画が、職員等の参画する会議などの場で策定されている。		○	
			b	中・長期計画や事業計画が、職員等の参画のもとで策定されているが、会議などの場は設けられていない。	○		
			c	中・長期計画や事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。			
②	計画が職員や利用者に周知されている。	判断基準	a	事業計画を職員に配付して周知をはかるとともに、保護者等に十分な理解を促すための取組を行っている。		○	
			b	事業計画を職員に配布して周知をはかっているが、保護者等に理解を促すための取組が十分ではない。	○		
			c	事業計画を職員等に配布していない。			
Ⅰ-3 管理者の責任とリーダーシップ							
Ⅰ-3-(1) 管理者の責任が明確にされている							
①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	判断基準	a	管理者は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。			
			b	管理者は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。	○	○	
			c	管理者は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。			
②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	判断基準	a	管理者自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取り組みを行っている。	○	○	
			b	管理者自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。			
			c	管理者自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。			
Ⅰ-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。							
①	質の向上に意欲を持ちその取り組みに指導力を発揮している。	判断基準	a	管理者は、保育サービスの質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。	○	○	
			b	管理者は、保育サービスの質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。			
			c	管理者は、保育サービスの質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。			

②	経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している。	判断基準	a	管理者は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮している。	○	○	
			b	管理者は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。			
			c	管理者は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組について指導力を発揮していない。			
Ⅱ　組織の運営管理							
Ⅱ－1　経営状況の把握							
Ⅱ－1－(1)　経営環境の変化等に適切に対応している。							
①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	判断基準	a	事業経営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っている。	○	○	
			b	事業経営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っているが、十分ではない。			
			c	事業経営をとりまく環境を把握するための取組を行っていない。			
②	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている。	判断基準	a	経営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行っている。	○	○	
			b	経営状況を分析して課題を発見する取組を行っているが、改善に向けた取組を行っていない。			
			c	経営状況を分析して課題を発見する取組を行っていない。			
③	外部監査が実施されている。	判断基準	a	外部監査を実施しており、その結果に基づいた経営改善を実施している。	○	○	
			b	外部監査を実施しているが、その結果に基づいた経営改善が十分ではない。			
			c	外部監査を実施していない。			
Ⅱ－2　人材の確保・養成							
Ⅱ－2－(1)　人事管理の体制が整備されている。							
①	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	判断基準	a	目標とする保育サービスの質を確保するための、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しており、それに基づいた人事管理が実施されている。			
			b	目標とする保育サービスの質を確保するための、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しているが、それに基づいた人事管理が十分ではない。	○	○	

			c	目標とする保育サービスの質を確保するための、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立していない。			
②	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	判断基準	a	客観的な基準に基づき、定期的な人事考課を実施している。	○	○	
			b	定期的な人事考課を実施しているが、客観的な基準に基づいて行われていない。			
			c	定期的な人事考課を実施していない。			
Ⅱ－2－(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。							
①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	判断基準	a	職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築されている。	○	○	
			b	職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。			
			c	職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。			
②	福利厚生事業に積極的に取り組んでいる。	判断基準	a	福利厚生センターへの加入等、総合的な福利厚生事業を実施している。	○	○	
			b	福利厚生事業を実施しているが、十分ではない。			
			c	福利厚生事業を実施していない。			
Ⅱ－2－(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。							
①	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	判断基準	a	組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	○	○	
			b	組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されているが、十分ではない。			
			c	組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されていない。			
②	個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行われている。	判断基準	a	職員一人ひとりについて、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定され、計画に基づいた具体的な取組が行われている。	○	○	
			b	職員一人ひとりについて、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定されているが、計画に基づいた具体的な取組が十分に行われていない。			
			c	職員一人ひとりについて、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定されていない。			

③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	判断基準	a	研修成果の評価が定期的に行われるとともに、次の研修計画に反映されている。			
			b	研修成果の評価が定期的に行われているが、次の研修計画に反映されていない。	○	○	
			c	研修成果の評価が定期的に行われていない。			
Ⅱ－2－(4) 実習生の受け入れが適切に行われている。							
①	実習生の受け入れに対する基本的な姿勢を明確にし体制を整備している。	判断基準	a	実習生を受入れるに当たり、受入れの意義や方針が全職員に理解され、実習担当者も決められている。		○	
			b	実習生を受入れるに当たり、受入れの意義や方針が全職員に理解されているが、実習担当者が決められていない。	○		
			c	実習生を受入れるに当たり、受入れの意義や方針が全職員に理解されていない。			
②	実習生の育成について積極的な取り組みを行っている。	判断基準	a	実習生受入れの際には、実習の効果をあげるプログラムを用意する等、育成に取り組んでいる	○	○	
			b	実習生受入れの際には、実習の効果をあげるプログラムを用意する等、育成に取り組んでいるが、十分ではない。			
			c	実習生受入れの際、実習の効果をあげる計画を用意する等の取り組みを行っていない。			
Ⅱ－3　安全管理							
Ⅱ－3－(1) 利用者の安全を確保するための取り組みが行われている。							

①	緊急時（事故、感染症の発生時など）の対応など利用者の安全確保のための体制が整備されている	判断基準	a	子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し機能している。	○	○	
			b	子どもの安全確保のために、組織として体制を整備しているが、十分に機能していない。			
			c	子どもの安全確保のために、組織として体制を整備していない。			
②	利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	判断基準	a	子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行い実行している。		○	
			b	子どもの安全を脅かす事例を組織として収集しているが、要因分析と対応策の検討が十分ではない。	○		
			c	子どもの安全を脅かす事例を組織として収集していない。			

Ⅱ-4　地域との交流と連携							
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。							
①	利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	判断基準	a	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っている。	○	○	
			b	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。			
			c	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。			
②	事業所が有する機能を地域に還元している。	判断基準	a	保育所が有する機能を、地域に開放・提供する取組を行っている。	○	○	
			b	保育所が有する機能を、地域に開放・提供する取組を行っているが、十分ではない。			
			c	保育所が有する機能を、地域に開放・提供する取組を行っていない。			
③	ボランティア受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	判断基準	a	ボランティアを受け入れるに当たり、受入れの意義や方針が全職員に理解され、受入れの担当者も決められている。			
			b	ボランティアを受入れるに当たり、受入れの意義や方針が全職員に理解されているが、受入れの担当者が決められていない。			
			c	ボランティアを受入れるに当たり、受入れの意義や方針が全職員に理解されていない。	○	○	
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。							
①	必要な社会資源を明確にしている。	判断基準	a	保育所の役割や機能を達成するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報が職員間で共有されている。		○	
			b	保育所の役割や機能を達成するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示しているが、その情報が職員間で共有されていない。	○		
			c	保育所の役割や機能を達成するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。			
②	関係機関等との連携が適切に行われている。	判断基準	a	関係機関・団体と定期的な連携の機会を確保し、具体的な課題や事例検討を行っている。	○	○	
			b	関係機関・団体と定期的な連携の機会を確保しているが、具体的な課題や事例検討は行っていない。			
			c	関係機関・団体と定期的な連携の機会を確保していない。			

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取り組みを行っている。							
①	地域の福祉ニーズを把握している。	判断基準	a	地域の具体的な福祉・子育てニーズを把握するための取組を行っている。	○	○	
			b	地域の具体的な福祉・子育てニーズを把握するための取組を行っているが、十分ではない。			
			c	地域の具体的な福祉・子育てニーズを把握するための取組を行っていない。			
②	地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	判断基準	a	把握した福祉・子育てニーズに基づいた事業・活動が実施されている。	○	○	
			b	把握した福祉・子育てニーズに基づいた事業・活動の計画があるが、実施されていない。			
			c	把握した福祉・子育てニーズに基づいた、事業・活動の計画がない。			
Ⅲ 適切な福祉サービスの実施							
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス							
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。							
①	利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取り組みを行っている。	判断基準	a	一人ひとりの子どもを尊重した保育について基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解を持つための取組が行われている。	○	○	
			b	一人ひとりの子どもを尊重した保育について基本姿勢が明示されているが、組織内で共通の理解を持つための取組は行っていない。			
			c	一人ひとりの子どもを尊重した保育について基本姿勢が明示されていない。			
②	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	判断基準	a	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行っている。	○	○	
			b	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、職員に周知する取組が十分ではない。			
			c	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。			
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。							
①	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備している。	判断基準	a	保護者の意向に配慮する姿勢が明示され、意向を把握する具体的な仕組みを整備している。	○	○	
			b	保護者の意向に配慮する姿勢が明示されているが、意向を把握する具体的な仕組みが十分でない。			

			c	保護者の意向に配慮する姿勢が明示されていない。			
②	利用者満足の向上に向けた取り組みを行っている。	判断基準	a	把握した保護者の意向の結果を活用するための仕組みが整備され、実際にその向上に向けた取組を行っている。	○	○	
			b	把握した保護者の意向の結果を活用するための仕組みが整備されているが、その向上に向けた取組が十分ではない。			
			c	把握した保護者の意向の結果を活用するための仕組みが整備されていない。			
Ⅲ－１－(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。							
①	利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	判断基準	a	保護者が相談したり意見を述べたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。	○	○	
			b	保護者が相談したり意見を述べたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを護者に伝えるための取組が十分ではない。			
			c	保護者が相談したり意見を述べたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境が整備されていない。			
②	苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	判断基準	a	苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。	○	○	
			b	苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。			
			c	苦情解決の仕組みが確立していない。			
③	利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	判断基準	a	保護者からの意見等に対する対応マニュアルを整備し、迅速に対応している。	○	○	
			b	保護者からの意見等に対する対応マニュアルを整備しているが、迅速に対応していない。			
			c	保護者からの意見等に対する対応マニュアルを整備していない。			
Ⅲ-2　サービスの質の確保							
Ⅲ－２－(1) 質の向上に向けた取り組みが組織的に行われている。							
①	サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	判断基準	a	保育サービスについて、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制が整備され機能している。	○	○	
			b	保育サービスについて、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制が整備されているが、十分に機			

				能していない。			
			c	保育サービスについて、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制が整備されていない。			
②	評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にしている。	判断基準	a	実施した評価の結果を分析し、組織として取り組むべき課題を明確にしている。	○	○	
			b	実施した評価の結果を分析し、組織として取り組むべき課題を明確にしているが、十分ではない。			
			c	実施した評価の結果を分析し、組織として取り組むべき課題を明確にしていない。			

③	課題に対する改善策・改善計画を立て実施している。	判断基準	a	評価結果から明確になった課題について、改善策や改善計画を立て実施している。	○	○	
			b	評価結果から明確になった課題について、改善策や改善計画を立て実施しているが、十分ではない。			
			c	評価結果から明確になった課題について、改善策や改善計画を立て実施していない。			
Ⅲ−２−(2) 個々のサービスの標準的な実施方法が確立している。							
①	個々のサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	判断基準	a	個々の保育場面について、標準的な実施方法が文書化され、それに基づいたサービスが実施されている。	○	○	
			b	個々の保育場面について、標準的な実施方法が文書化されているが、それに基づいたサービスの実施が十分ではない。			
			c	個々の保育場面について、標準的な実施方法が文書化されていない。			
②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	判断基準	a	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを行っている。	○	○	
			b	標準的な実施方法について定期的に検証しているが、必要な見直しを行っていない。			
			c	標準的な実施方法について定期的な検証をしていない。			
Ⅲ−２−(3) サービス実施の記録が適切に行われている。							
①	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	判断基準	a	一人ひとりの子どもの発達状況、保育目標、生活状況についての記録があり、それぞれの子どもに関係する全職員に周知されている。	○	○	
			b	一人ひとりの子どもの発達状況、保育目標、生活状況についての記録はあるが、それぞれの子どもに関係す			

				る全職員に周知されていない。			
			c	一人ひとりの子どもの記録がない。			
②	利用者に関する記録の管理体制が確立している。	判断基準	a	子どもに関する記録管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。	○	○	
			b	子どもに関する記録管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。			
			c	子どもに関する記録管理について規程が定められていない。			
③	利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	判断基準	a	一人ひとりの発達状況、保育目標、保育の実際について話し合うためのケース会議を定期的かつ必要に応じて開催している。	○	○	
			b	一人ひとりの発達状況、保育目標、保育の実際について話し合うためのケース会議を必要に応じて開催しているが、定期的には開催していない。			
			c	一人ひとりの発達状況、保育目標、保育の実際について話し合うためのケース会議を開催していない。			
Ⅲ−3 サービスの開始・継続							
Ⅲ−3−(1) サービス提供の開始が適切に行われている。							
①	利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	判断基準	a	利用希望者に対してサービス選択に資するような工夫を行って情報提供している。	○	○	
			b	利用希望者に対してサービス選択に資するような工夫を行って情報提供しているが、十分ではない。			
			c	利用希望者に対してサービス選択に資するような工夫を行って情報提供していない。			
②	サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	判断基準	a	サービス開始の同意を得るにあたり、組織が定める様式に基づき保護者等にわかりやすく説明を行っている。	○	○	
			b	サービス開始の同意を得るにあたり、組織が定める様式に基づき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。			
			c	サービス開始時の同意を得るにあたり、組織が定める様式に基づき保護者等に説明を行っていない。			
Ⅲ−3−(②) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。							
①	事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対	判断基	a	保育サービスや保育所の変更等にあたり保育の継続性に配慮している。	○	○	

	応を行っている。	準					
			b	保育サービスや保育所の変更等にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。			
			c	保育サービスや保育所の変更等にあたり保育の継続性に配慮していない。			
Ⅲ-4 サービス実施計画の策定							
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。							
①	定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	判断基準	a	子どもの身体状況や、生活状況等を正確に把握するために、手順を定めて計画的なアセスメントを行っている。	○	○	
			b	子どもの身体状況や、生活状況等を正確に把握するために、手順を定めてアセスメントを行っているが、十分ではない。			
			c	子どもの身体状況や、生活状況等を正確に把握するための、アセスメントの手順を定めていない。			
②	利用者の課題を個別のサービス場面ごとに明示している。	判断基準	a	子ども全てについて、アセスメントに基づき、保育上のニーズや課題を具体的に明示している。	○	○	
			b	子ども全てについて、アセスメントに基づき、保育上のニーズや課題を明示しているが、十分ではない。			
			c	アセスメントに基づき、保育上のニーズや課題を明示していない。			
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。							
①	サービス実施計画を適切に策定している。	判断基準	a	子ども一人ひとりに着目した指導計画策定のための体制が確立しており、実際に機能している。	○	○	
			b	子ども一人ひとりに着目した指導計画策定のための体制が確立しているが、十分に機能していない。			
			c	子ども一人ひとりに着目した指導計画策定のための体制が確立していない。			
②	定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	判断基準	a	指導計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。	○	○	
			b	指導計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。			
			c	指導計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。			

福祉サービス内容評価基準ガイドライン
に基づく自己評価

社会福祉法人清隆厚生会
NOGI こども園

No.	項　目　内　容				30年度	元年度	2年度
A-1　子どもの発達援助							
1-(1)　子どもの発達援助の基本							
①	保育計画が、保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている。	判断基準	a	保育計画が、保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている。	○	○	
			b	保育計画は、保育の基本方針に基づき作成されているが、地域の実態や保護者の意向等は考慮されていない。			
			c	保育計画が、保育の基本方針に基づいていない。			
②	指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を改定している。	判断基準	a	定期的に指導計画の評価を行い、その結果が次の指導計画に生かされている。	○	○	
			b	定期的に指導計画の評価を行っているが、その結果が指導計画に生かされていない。			
			c	定期的に指導計画の評価を行っていない。			
1-(2)　健康管理・食事							
①	登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人一人の健康状態に応じて実施している。	判断基準	a	登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	○	○	
			b	健康管理は、マニュアルなどはないが子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。			
			c	健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施していない。			
②	健康診断の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	判断基準	a	健康診断の結果について、保護者や職員に伝達し、保育に反映させている。	○	○	
			b	健康診断の結果について、保護者や職員に伝達しているが、保育に反映させていない。			
			c	健康診断の結果について、保護者や職員に伝達していない。			
③	歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	判断基準	a	歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、保育に反映させている。	○		

			b	歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達しているが、保育に反映させていない。			
			c	歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達していない。			
④	感染症発症時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知している。	判断基準	a	感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知している。	○	○	
			b	感染症発生時に対応できるマニュアルはないが、発生状況を保護者、全職員に通知している。			
			c	感染症発生時に対応できるマニュアルもなく、保護者、全職員に通知していない。			
⑤	食事を楽しむことができる工夫をしている。	判断基準	a	食事を楽しむことができる工夫をしている。	○	○	
			b	どちらかといえば工夫をしている。			
			c	工夫をしていない。			
⑥	子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	判断基準	a	十分に対応している。	○	○	
			b	どちらかといえば対応している。			
			c	対応していない。			
⑦	子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	判断基準	a	十分に連携している。	○	○	
			b	どちらかといえば連携している。			
			c	どちらかといえば連携していない。			
⑧	アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	判断基準	a	アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	○	○	
			c	アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て、適切な対応を行っていない。			
1-(3)　保育環境							
①	子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	判断基準	a	よく整備されている。	○	○	
			b	どちらかといえば整備されている。			
			c	整備されていない。			
②	生活の場に相応しい環境とする取り組みを行っている。	判断基準	a	よい取り組みが行われている。	○	○	
			b	どちらかといえば取り組みが行われている。			
			c	取り組みが行われていない。			
1-4　保育内容							

①	子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。	判断基準	a	子どもをよく受容しようと努めている。		○	
			b	どちらかといえば子どもを受容しようと努めている。	○		
			c	子どもを受容しようと努めていない。			
②	基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対応している。	判断基準	a	一人ひとりの子どもの状況に応じてよく対応している。	○	○	
			b	どちらかといえば対応している。			
			c	対応していない。			
③	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	判断基準	a	よく整備されている。	○	○	
			b	どちらかといえば整備されている。			
			c	整備されていない。			
④	身近な自然や社会とかかわれるような取り組みがなされている。	判断基準	a	よく取り組みがなされている。		○	
			b	どちらかといえば取り組みがなされている。	○		
			c	取り組みがなされていない。			
⑤	さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。	判断基準	a	よく配慮されている。	○	○	
			b	どちらかといえば配慮されている。			
			c	配慮されていない。			
⑥	遊びや生活を通して、人間関係が育つよう配慮している。	判断基準	a	よく配慮されている。	○	○	
			b	どちらかといえば配慮されている。			
			c	配慮されていない。			
⑦	子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう配慮している。	判断基準	a	よく配慮されている。	○	○	
			b	どちらかといえば配慮されている。			
			c	配慮されていない。			
⑧	性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないよう配慮している。	判断基準	a	よく配慮されている。	○	○	
			b	どちらかといえば配慮されている。			
			c	配慮されていない。			

⑨	乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	判断基準	a	よく配慮されている。	○	○	
			b	どちらかといえば配慮されている。			
			c	配慮されていない。			
⑩	長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	判断基準	a	よく配慮されている。	○	○	
			b	どちらかといえば配慮されている。			
			c	配慮されていない。			
⑪	障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	判断基準	a	よく配慮されている。	○	○	
			b	どちらかといえば配慮されている。			
			c	配慮されていない。			
A-2　子育て支援							
2-(1)　入所児童の保護者の育児支援							
①	一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、個別面談などを行っている。	判断基準	a	送迎の際の対話や連絡帳への記載などの日常的な情報交換に加えて、別の機会を設けて相談に応じたり個別面談などを行っている。	○	○	
			b	送迎の際の対話や連絡帳への記載などの日常的な情報交換を行っているが、個別面談などは行っていない。			
			c	一人一人の保護者と、子どもについて情報交換を行っていない。			
②	家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。	判断基準	a	家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。	○	○	
			c	家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じた記録がなされていない。			
③	子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。	判断基準	a	懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者の保育参加など、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。	○	○	
			b	懇談会などの話し合いの場を設けているが、保護者と共通理解を得るための機会を設けていない。			
			c	懇談会などの話し合いの場を設けていない。			
④	虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに所長まで届く体制になっている。	判断基準	a	虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに園長まで届く体制になっている。	○	○	
			b	虐待などの早期発見に努めているが、得られた情報が速やかに園長まで届く体制になっていない。			
			c	虐待などの早期発見に努めていない。			
⑤	虐待を受けていると疑わ	判	a	虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応	○	○	

	れる子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。	判断基準		について、児童相談所など関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。			
			c	虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所など関係機関に照会、通告を行う体制が整っていない。			
2-2　一時保育							
①	一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行っている。	判断基準	a	一時保育の内容や方法によく配慮している。	○	○	
			b	一時保育の内容や方法にどちらかといえば配慮している。			
			c	一時保育の内容や方法に配慮していない。			
A-3　安全・事故防止							
3-(1)　安全・事故防止							
①	調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	判断基準	a	調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルがあり、常に清潔に保つなど適切に実施されている。	○	○	
			b	調理場、水周りなどの衛生管理はマニュアルはあるが、適切に実施されていない。			
			c	調理場、水周りなどの衛生管理のためのマニュアルがない。			
②	食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知されている。	判断基準	a	食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員に周知されている。	○	○	
			b	食中毒の発生時に対応できるマニュアルはあるが、全職員には周知されていない。			
			c	食中毒に関するマニュアルがない。			
③	事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取組を行っている。	判断基準	a	事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取組を行っている。	○	○	
			b	事故防止のためのチェックリスト等はないが、事故防止に向けた具体的な取組を行っている。			
			c	事故防止に向けた具体的な取組を行っていない。			
④	事故や災害に適切に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	判断基準	a	事故や災害の発生時に適切に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	○	○	
			b	事故や災害の発生時に適切に対応できるマニュアルはあるが、全職員に周知されていない。			
			c	事故や災害の発生時に適切に対応できるマニュアルがない。			
⑤	不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	判断基準	a	不審者の侵入時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	○	○	
			b	不審者の侵入時に対応できるマニュアルはあるが、全職員に周知されていない。			
			c	不審者の侵入時に対応できるマニュアルがない。			

令和元年度
福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドラインに基づく自己評価及び福祉サービスの内容評価基準に基づく自己評価における結果報告

NOGIこども園

実施日：令和２年４月５日
記録者：坂﨑　力紀

Ⅰ　福祉サービスの基本方針と組織
- 法人理念、保育理念や基本方針は、保護者に周知されており、地域の住民、関係機関等についても広報や行事等の御案内、行事の際の園開放などを中心とした周知活動に取り組んでいる。
- 管理者また職員とも自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいる。

Ⅱ　組織の運営管理
- 事業経営をとりまく環境が的確に把握され、経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行い経営環境の変化等に適切に対応している。
- 人事管理では、近年で１番法人及び園内外研修等に積極的に参加することができていた。また、保育支援員の資格取得講習や調理師免許取得を支援するなどキャリアアップを図った。
- 各種会議を通してこまめな検討・情報共有が行われていた。

Ⅲ　適切な福祉サービスの実施
- 利用者本位の福祉サービスの提供が適切に行えるよう取り組んでいたが、苦情が生じた。
- 地域貢献を通して地域的な支援を行っている。

Ａ１　子どもの発達援助
- 各面において発達への様々な配慮がなされている。引き続き、現代の子ども像を捉えながら向上する必要性がある。

Ａ２　子育ての支援
- 年２回の保護者面談を始め、保護者と共通理解を得るための機会を設けたり、関係機関とのやりとりしたりと、高い意識で支援をしてきたが、行き違いのある保護者が一定数いた。
- 地域に対しての子育て支援活動の広がりに期待する。

Ａ３　安全事故防止
- 子ども自身が考えるための安全教育が少しずつではあるがなされてきている。

【　総　評　】

全体的に一定の評価を与える事ができるといえる。
令和元年度は十分に人材が充足していた。
福祉サービスの内容評価では、全体的に意識の高さあり、継続するべきである。施設としての保育理念を改めて見直し、日々の保育業務に取り組みたい。